

正会員 ○ 武田 夏樹\*  
同 中谷 礼仁\*\*

今和次郎 『日本の民家』 漁家  
変容 距離 移動

### 1. はじめに

本稿では、前稿<sup>1</sup>で行なった今和次郎著『日本の民家』初版掲載の漁家現状追跡調査をもとに、特定した漁家のなかで唯一残存し、詳細な記録を得ることができた「南阿波の漁家」について2つの側面から論じる。1つは、戦後、漁家に対して行なわれた生活改善の影響であり、もう1つは、家と所有者の距離関係である。そして、これら視点から、その残存要因を分析することにより、漁家の特異性の一端を明らかにすることを目的とした。

### 2. 「南阿波の漁家」

所在地は、徳島県海部郡美波町日和佐。『日本の民家』では、漁家の外観スケッチと屋敷平面配置図が掲載された。(図1) 今によるスケッチでは、正面の柱や壁に、コールタールが塗られており、その様は現在も確認できる。(図2) 一方、建物北側は取り壊され、東側に台所・便所が増築されている。西側前面にも物置が増築されている。内部は、土間がコンクリートに変更され、押入が除去されるなど変更があるが、建具位置などに旧状を留める。(図3) 現在は空き家で物置となっていて、所有者は滋賀県大津に住んでいる。



図1 「南阿波の漁家」  
今和次郎による平面スケッチ



図2 「南阿波の漁家」現状外観



図3 「南阿波の漁家」現状平面

### 3. 漁家変容の社会背景

#### 3-1. 漁家に対する生活改善教育

1960年代-70年代の漁村を変容させた出来事の1つに、漁家に対する生活改善教育がある。1963年、農林水産省から「漁家に対する生活改善実施方針について」<sup>2</sup>が通達され、千葉・徳島・高知を含む全国14県<sup>3</sup>で実施された。(図4) 各地域の漁協に配置された生活改善普及員・漁家生活学級によって、住居改善や労働改善を狙った課題が課された。米国に倣い、1948年から全国の農家に実施された教育<sup>4</sup>が、漁師に対しても行なわれたのである。漁家の生活改善教育についてまとめた『すまい』<sup>5</sup>によれば、教育は、生活学級参加者の話し合いによる各自の生活実態把握と、普及員の戸別巡回による知識啓蒙を中心に構成されていた。そして「快適な住居と、すまい方について意識改善

する」<sup>6</sup>ことが目的とされ、漁具置場・台所・子供部屋・寝室・便所・風呂などで改善が行なわれた。例えば、漁具置場の改善教育では、各家の収納を撮影し、互いに比較して整理方法を学ぶなど、集落内の他者を意識させた教育が行なわれた。また、子供部屋が子供の独立心を養う場として推奨されるなど、清潔さと個人尊重をうたった生活様式が啓蒙された。



図4 「漁家に対する生活改善」  
実施県

#### 3-2. 生活改善教育と民家平面への影響

生活改善教育を受け、家を新築する場合もあったが、既存家屋を増築改修する事例も確認された。図5は、「南阿波の漁家」のある日和佐付近、牟岐町における民家増築事例である。『すまい』に、生活改善教育の実践例として紹介され、家の裏庭部分に風呂と便所が増築されている。畳が敷かれた家の主要部分、東側に土間が通り、土間を介して物置や台所が配置される平面構成は、「南阿波の漁家」と類似している。便所や洗い場など、増築箇所の用途も類似している。また、近隣住民への聞き取りによれば、「南阿波の漁家」の便所は当初、家の外から入る形式であったが、所有者によって家の外へ出ずに済むよう変更が加えられたとのことである。これらより、「南阿波の漁家」が生活改善教育の影響を受けたと断言することはできないが、変容の背景として、住居に対する所有者の意思の存在を推察することができる。



図5 生活改善前後の民家平面  
「南阿波の漁家」周辺の事例

### 4. 「南阿波の漁家」の残存と所有者・集落の因果

#### 4-1. 家と所有者の因果

特定した民家のなかで唯一残存していた「南阿波の漁家」は、所有者の所在地変遷においても、特定した他の3棟<sup>7</sup>に比べ特異であった。3棟が、漁家のあった敷地内や周辺に住み続けているに対し、「南阿波の漁家」所有者は札幌、大津、博多など複数箇所での居住経験がある。(図6) 「南阿波の漁家」の所有者変遷は、現所有者C(1957、

日和佐生、女性)への聞き取りによって、昭和初期まで遡ることができた。家は昭和初期の所有者A(生年不明、女性)から、その養子B(1949、博多生、男性)へ相続され、現在はその妻Cが所有している。なかでも特異なのは、AからBへの相続経緯である。日和佐出身のAは、夫の漁の関係で九州・博多に居住していたが、兄弟の戦死により「南阿波の漁家」を相続した。そして夫が九州で逝去し、子供もいなかったため、博多の漁業団社宅で親交のあった家庭からBを養子として迎え、家を相続した。相続後もAはこの家に住んだ。Bは、製薬会社に勤務。「南阿波の漁家」相続後も京都に住み、1983年にCと結婚した。その後、札幌、大阪・枚方などに転勤し、2004年の逝去時には大津に居住していた。Cは、高校卒業後、兵庫県に転居したが、日和佐出身の親戚からBを紹介され結婚。Bの死後、家を相続し、現在は数年に1度の訪問によって家を維持する。そして、家が空き家となったのはAが亡くなった1990年前後であることが確認できた。特定した他の家が消失したのは1968年-73年で、両者には約20年の差があるが、家の残存要因の1つとして、家と所有者の距離が抽出できる。家と所有者間の距離により、住居への要求が生まれにくく、残存に繋がった可能性がある。また、所有者変遷の背景に、集落の漁業形態と、出生地を起点とした人間関係が示唆される。

#### 4-2. 所有者と集落の因果

日和佐の漁業形態は、今和次郎も「漁師達は随分遠方の九州の五島の方までよく漁に出かける」<sup>8</sup>と紹介している。日和佐漁師は1888年頃から、一本釣り漁で九州に出漁し、その後、五島列島を拠点とした延縄漁業に転向。今が調査した1917年頃は、その全盛期で、徳島県九州出漁団も結成された。以後、九州西方での底引き網漁業も活発化。1934年には福岡市から誘致され、博多港を拠点とする漁師も現れた。<sup>9</sup>Aの夫もその1人であったと推察される。当時、日和佐の漁師は各地に出漁しており、博多もその1つであった。(図7) これら漁場の拡大は、1908年頃から導

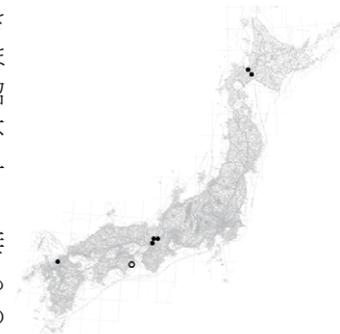


図6 「南阿波の漁家」所有者居住地 (○は家所在、●は所有者の居住地)

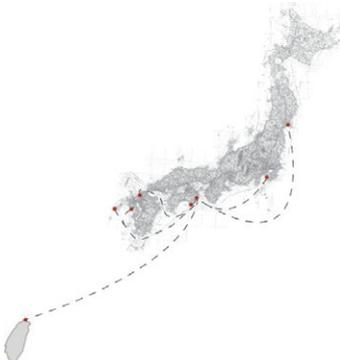


図7 日和佐漁師の出漁地域(1933)九州や高知沖に加え、神奈川三崎や宮城県沖にも出漁。遠くは台湾の基隆にも拠点を置いていた。

入された発動船の影響を受けており、今も調査時に「大阪から発動船の講習に来てゐる人と一緒に泊り合はせた。」<sup>10</sup>

#### 4-3. 家の残存と集落の性格

日和佐と他地域の関係は、不動産登記簿<sup>11</sup>にも確認できる。「南阿波の漁家」周辺で、土地所有者の居住地を確認すると、日和佐を中心(15件)に、大阪(4件)、徳島県(3件)、長崎(2件)、兵庫(1件)、滋賀(1件)と分布している。(図8)そして、特定した民家の周辺の土地を、どの程度、他地域居住者が所有しているのか分析すると、少なくとも対象漁家周辺においては、他地域居住者の所有度が高い傾向が確認できる。(表1)これより、家の残存には、所有者の意思に加え、集落の性格も反映されている可能性がある。

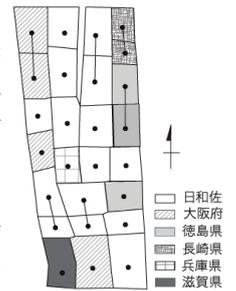


図8 「南阿波の漁家」周辺土地の所有者、所在地

	残存	土地の所有状態 確認件数 (a)	他地域居住者 所有件数 (b)	b/a
「九十九濱の漁家」	×	—	—	—
「南総の家」	×	31	3	0.10
「南阿波の漁家」	●	25	11	0.44
海苔小屋	×	43	9	0.21

表1 特定した民家周辺の土地所有状況家の周辺と、他地域の区別は、行政区分「市」を基準に行なった。また、「九十九濱の家」周辺の土地所有は、確認が困難であったため、本発表では省略した。

#### 5. 結論

今和次郎が記録した漁家のなかで唯一現存する「南阿波の漁家」の残存状況を明らかにし、残存要因を分析した。それにより、家が残存するための要素の1つに「家と所有者の距離」があることが確認できた。同時に、これまでの漁家研究では視覚化されなかった所有者の移動プロセスと、家が残存する集落が持つ性格の一端が明らかになった。

#### 謝辞

今和次郎の「野帖」「写真帖」閲覧に際し、工学院大学図書館石川敬史氏にお世話になった。記して謝意とする。共同研究者と調査協力者について

本研究には発表者2名の他、共同研究者として清水重敦、御船達雄、菊地暁がいる。また調査時には、『日本の民家』初版掲載の民家を再訪問する「瀝青会」、漁家所有者から協力を受けたことをここに記し、謝意とする。

註 1 中谷礼仁 武田夏樹「漁師の家の90年—今和次郎による漁家採集の追跡調査と分析を通して—その1」(『日本建築学会学術講演梗概集』2010)  
 2 「漁家に対する生活改善実施方針について」(昭和38年10月14日付け 38農政B第4858号農林事務次官通達)  
 3 漁村に対する生活改善の実施県の確認には「協同農業普及事業年次報告書」を用いた。本資料には1961-1964年にかけて「7.漁家生活普及計画の樹立」報告があり、以下の都道府県で漁家生活普及計画が樹立、実施された。海に面した県で実施が確認できないのは7県のみ。実施が確認された県は、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、千葉、静岡、福島、新潟、石川、福井、愛知、三重、和歌山、京都、兵庫、岡山、広島、山口、鳥取、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島  
 4 農家に対する生活改善教育は1948年、農業改良助長法施行とともに開始された。  
 5 『すまい 漁家編』徳島県日和佐農業改良普及所 昭和47年10月  
 6 前掲『すまい 漁家編』p.15  
 7 「九十九濱の漁家」「南総の家」、海苔小屋。3棟の現状は、関連発表(註1)にて明らかにした。  
 8. 10. 今和次郎『日本の民家』初版、鈴木書店、1922 p.203  
 9 日和佐漁師の九州出漁の特異性を指摘し、出漁先漁業基地での生活を論考した研究に、佐藤正志「戦前期における以西底曳網漁業経営の展開」(『経営情報研究：摂南大学経営情報学部論集』pp.141-164 1996.02)がある。  
 11 不動産登記簿は、土地・建物について、その権利関係を法的に明示するために作られた台帳。閲覧は、物件所在地の所轄法務局ならびにオンライン上で行なった。土地台帳(1960年廃止)に記載されていた、土地の所在・地番・地目・地積・所有者の住所氏名に加え、不動産の登記年月日や登記原因、権利関係などが記されている。  
 図版典拠 図1『日本の民家』初版 p.204 図2 中谷礼仁撮影 図4 中島洋輔作成 図5. 前掲『すまい』pp.28-29 掲載の図版に筆者加筆 図7 伊藤杏奈作成 上記以外は発表者作成

\* 早稲田大学

\*\* 早稲田大学創造理工学研究科 准教授・博士(工学)

\* Waseda University

\*\* Associate Prof. School of Creative Science and Engineering, Waseda Univ., Dr. Eng